放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について(平成6年2月1日 消防予第22号)新旧対照表(案) (下線部は変更箇所)

	(下線部は変更箇所)
IΒ	新
「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用に	「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用につ
ついて」	いて」
記	記
1~5 (略)	1~5 (略)
6 音声警報音のメッセージについて	6 音声警報音のメッセージについて
(1) メッセージの例	(1) メッセージの例
告示基準第4、 <u>4</u> (3)に定めるメッセー	告示基準第4、 <u>3</u> (3)に定めるメッセー
ジについては、次の文例又はこれに準ずる	ジについては、次の文例又はこれに準ずる
ものとする よう指導されたい。	ものとする <u>こと</u> 。
ア〜ウ (略)	ア〜ウ (略)
(新規)	(2) 外国人に配慮したメッセージ
	(1)に定めるメッセージでは情報を十分
	<u>に理解することが難しいと想定される外国</u>
	人が多数利用する防火対象物にあっては、
	当該防火対象物の利用形態、管理形態及び
	利用する外国人の特性等の実態に応じて、
	次により措置すること。
	ア 日本語メッセージの後に、原則として英
	語のメッセージを付加すること。
	ただし、当該防火対象物の実態等に応じ
	て、英語以外の中国語(北京語)や韓国語
	その他の外国語を英語に代えて、または、
	日本語と英語の後に付加しても差し支えな
	いこと。
	イ メッセージの繰り返し時間が必要以上に
	長くならないよう、4ヶ国語以内とし、告
	示基準4、4 (1)に定める放送の1単位を
	感知器発報放送及び非火災報放送にあって
	は約 60 秒以内、火災放送にあっては約 90
	<u>秒以内を目安として、できる限り短くする</u>
	<u>こと。</u>
	ウ 感知器発報放送、火災放送及び非火災報

(2) メッセージの特例

- ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等 のたて穴部分の感知器の作動により起動し た場合又は手動により起動した場合は、火 災が発生した場所に係るメッセージは入れ なくても差し支えないものとする。
- イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1)_____に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。

以下(略)

放送で使用する外国語は同一のものとする こと。

<u>エ メッセージは努めて理解し易い表現とすること。</u>

(3) メッセージの特例

- ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等 のたて穴部分の感知器の作動により起動し た場合又は手動により起動した場合は、火 災が発生した場所に係るメッセージは入れ なくても差し支えないものとする。
- イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1)<u>及び(2)</u>に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。

以下(略)